

杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区（以下、「区」という。）では、区外から来街者を誘致し、地域経済の活性化を図る観光施策として、観光情報発信業務を展開しています。

今後、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等による訪日外国人旅行者の増加を見据え、区外からの来街者、特に、東京都を訪れる外国人旅行者を区に誘致し、「にぎわい・商機」へ繋げていくことができるよう、多様な媒体を活用して、区の観光情報発信力を強化していくこととしています。

そこで、情報の受け手を意識したマーケティング力・企画立案力・情報伝達力等を有する観光情報の発信について優れた事業者を選定するため、本プロポーザルを行います。

2 業務の概要

(1) 業務名

杉並区観光情報発信業務

(2) 業務内容

訪日・在日外国人が区を訪れるよう、以下の例示のいずれか、もしくは複数を用いる等、多様な媒体を活用し、**区の観光資源の情報を魅力的に発信**する

【例 1】 訪日・在日外国人を対象とした情報誌等への記事掲載

【例 2】 観光 PR 動画の作成及び、訪日・在日外国人への効果的な情報の拡散

【例 3】 ウェブサイト、SNS 等を活用した訪日・在日外国人への情報の発信

【例 4】 訪日を予定している外国人を対象とした海外現地での PR 活動

【例 5】 区内イベントと連動した訪日・在日外国人を対象とした PR 活動

【例 6】 その他、効果的な情報の発信

(3) 履行期間

契約締結翌日から平成 31 年 3 月 31 日

(4) 事業規模（上限額）

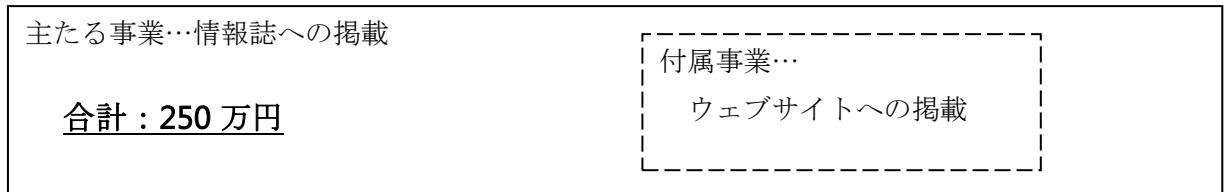
(ア) 5,000,000 円（消費税込）

ただし、選定事業者の数は 2 事業者を予定しているため、本要領に基づき提案する一連の業務（以下、「業務」という。）ごとの事業規模は、2,500,000 円（消費税込）を上限とします。

(イ) 1 事業者が提案できる事業は 1 つのまとまりとします。複数の提案の中から、区に選択を求めるような提案は失格とします。また、主たる媒体と連動して同内容を従たる他媒体に掲載する場合は、まとめて 1 事業として取扱います。

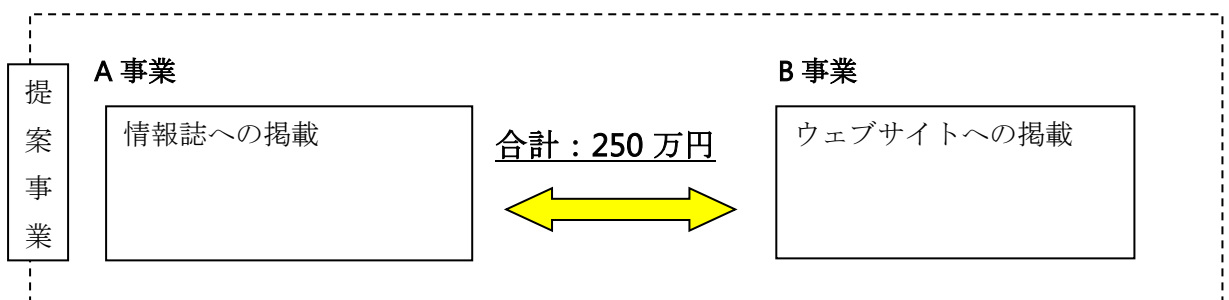
【例 1】情報誌への掲載と併せて、同内容をウェブサイトや SNS 等に配信をする場合。

⇒ 1 事業として提案が可能。



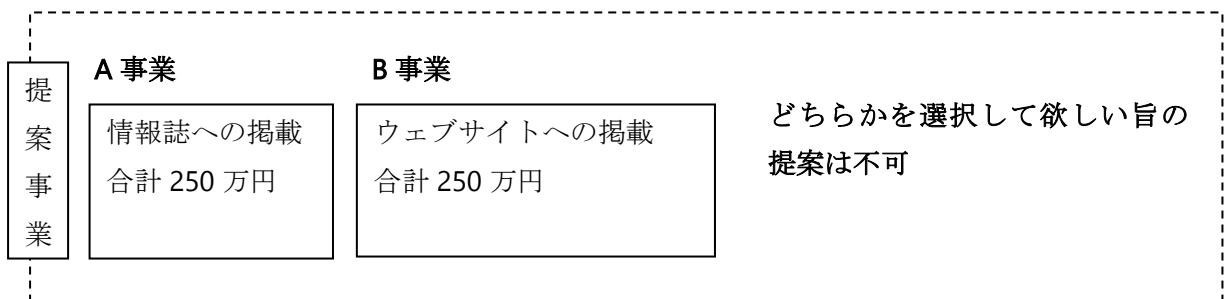
【例 2】情報誌への掲載事業とは別に、ウェブサイトや SNS 等に配信する事業を一体として提案する場合。

⇒ 1 事業として提案が可能。



※審査過程の中で、事務局及び選定委員へ事業の選択を求めるような提案はできません。

例) 【A 事業】250 万円、【B 事業】250 万円



(ウ) 「2 業務の概要 (2) 業務内容」に掲げる補足事項は、以下のとおりです。

- ①業務とは、企画・関係各所との連絡調整・取材（取材許可や画像の使用許諾を含む）・編集・翻訳・校正・実施・結果報告までを含みます。
- ②翻訳はネイティブ、もしくはそれと同等のレベルの者が行い、必要に応じて区が指定する固有名詞を使用しながら翻訳を行ってください。
- ③動画を制作する場合は、制作した動画をインターネット上に配信し、履行期間までの再生回数等の集計を含む一連の作業を業務の対象とします。
- ④業務の実施は、平成 31 年 3 月 31 日までに完了するものとしてください。
- ⑤制作した 1 つの内容を複数のウェブサイトや SNS、動画配信サイト等に配信する場合は、まとめて 1 つの業務として扱います。

3 参加資格

次に掲げるすべての条件に該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成 22 年 3 月 23 日杉並第 65476 号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 1 月 17 日杉並第 53890 号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- (5) 法人の場合は、法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を完納していること。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順（概要）は以下のとおりです。

内容	期日等
実施要領の公表	平成 30 年 2 月 2 日（金） 区ホームページにて公開します。
質問受付期間	平成 30 年 2 月 7 日（水）午後 3 時まで（必着）
質問回答	平成 30 年 2 月 13 日（火）以降 区ホームページにて公開します。
企画提案書等の提出期限	平成 30 年 2 月 22 日（木）午後 5 時まで（必着）
第一次審査結果通知（書類審査）	平成 30 年 3 月 2 日（金）（予定）
第二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	平成 30 年 3 月 19 日（月）（予定） 場所・日時：別途、第一次審査通過事業者にご連絡します。 ※提案者のプレゼンテーションに対する質疑等を選定委員が行い、提案内容を評価します。 ※審査会場には、プロジェクターを用意します。 ※区が用意できる端子は、VGA ケーブル（D-Sub15 ピン アナログ RGB）のみとなります。 ※Apple 社製の PC を使用される方は、変換器を持参してください。 ※その他、プレゼンテーションに必要な資料等があれば、各 6 部ずつご用意ください。
受託者候補者選定結果の通知	受託者候補者選定の結果は、平成 30 年 3 月下旬頃に通知します。（予定）

5 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付方法

「質問書」(様式 1) に質問内容を記載のうえ、FAX 又は E-mail (PDF ファイルにして添付) により提出してください。なお、提出の際は件名を「【問合せ】杉並区観光情報発信プロポーザル質問書(事業者名)」としてください。

(2) 質問の受付先

「10 担当課(事務局)」に同じ

(3) 質問の受付期間

平成 30 年 2 月 7 日(水) 午後 3 時(必着)

(4) 質問の回答方法

平成 30 年 2 月 13 日(火)以降、区公式ホームページ上で回答

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙「提出書類一覧」のとおり

(2) 提出部数

正本 1 部と副本 8 部をそれぞれ製本(A4 縦長ファイル等で綴じる)し、提出してください。

(3) 提出方法

担当課(事務局)へ持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出してください。

※郵送の場合は、封書表面の欄外に「杉並区観光情報発信業務応募書類在中」と朱書きしてください。

(4) 提出先

「10 担当課(事務局)」に同じ。

(5) 提出期限

平成 30 年 2 月 22 日(木) 午後 5 時 必着

※持参、郵送を問いませんが、未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

(6) 留意事項

(ア)「企画提案書」の様式は、任意で結構ですが、【様式 2-2】に示す項目は必ずご記入ください。また、必要に応じて図等を添付し、できるだけ具体的な案を記載してください。なお、「企画提案書」については、概ね 10 ページ(パワーポイントの場合、10 スライド)以内としてください。

(イ)別紙「提出書類一覧」に掲げる各様式は、A4 サイズ縦長カラーを基本とします。(ただし、A3 サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4 サイズ縦長の形式で提出願います。)なお、別紙「提出書類一覧」の項目ごとにインデックスを貼り付け、ページの通し番号を記載の上、A4 縦長ファイルに綴じてください。

(ウ)①正本については、参加事業者が特定できるように作成をお願いします。

②副本については、審査の関係上、参加事業者が特定できないように、名称、ロゴマーク等は使用しないでください。正本を複写し、副本として活用する場合は、副本については、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りするなど、参加事業者が特定できないよう配慮をお願いします。

※作成の不備が多い企画提案書等は、減点対象になる場合があるので、特にご注意ください。

③活用する媒体の名称やロゴマーク等については、この限りではありません。

7 受託者候補者の選定手順

杉並区観光情報発信業務受託者候補者選定会議（以下、「選定会議」という。）において、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容等を審査し、「2 業務の概要」の遂行に関し、適していると認められる得点上位 2 事業者（予定）を受託者候補者として選定します。なお、区で設定する事業規模の上限額を超える提案を行った参加事業者は、審査対象となりません。

(1) 評価基準

(ア) 経営状況等に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
経営状況	・ 経営状況は良好であるか
業務遂行力	・ 業務を遂行するための適切な業務体制及び人員が確保され、確実に業務を遂行し得るスケジュールとなっているか
業務実績	・ 過去に類似の事業を実施したことがあるか ・ 自治体または民間との類似業務の実績があり、かつ効果的な内容であったか ・ 実績として挙げた類似業務は効果的であったか

(イ) 企画提案に対する評価基準例

評価項目	評価の内容
業務に対する取組み姿勢	・ 業務に対する取組姿勢が意欲的か
業務の理解度	・ 区が実施している観光事業の現状や課題を理解した上で、優良な提案を行っているか ・ 訪日や在日外国人の特徴を理解した内容の提案となっているか
提案内容の妥当性	・ 実施手順や、その方法は妥当であるか ・ 実効性の高い内容となっているか ・ 区の「にぎわい・商機」につながる、独創的で特色のある提案が盛り込まれているか ・ 訪日や在日外国人が区へ訪れたいくなるような魅力的な提案となっているか ・ 設定した目標数値は妥当な数値で、目標達成の手法が実現可能なものであるか
資料調整能力	・ 企画提案書はグラフや図等を使用し、一般的に見ても

	分かりやすく、見やすいものとなっているか ・留意事項に沿った企画提案書を提出しているか
費用対効果	・コストに見合った提案であるか
事業者プレゼンテーション及びヒアリング	・一般的に内容を把握できる説明となっているか ・具体的かつ、論理的な説明となっているか ・制限時間を順守できているか ・評価者からの質問に対して的確に回答できているか (企画提案内容に対する評価も含む)

(2) 審査方法

本プロポーザルは二段階審査方式で実施します。

(ア) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に基づき、選定会議で資格や内容等の審査を実施し、第二次評価対象事業者を選考（4事業者程度を予定）します。第一次審査の結果は、平成30年3月2日（金）頃に、第一次審査参加事業者すべてに対して通知します。

(イ) 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第一次審査により、第二次審査の対象となった事業者に対し、提案説明（プレゼンテーション）の内容及び選定委員による質疑（ヒアリング）の回答内容等について審査を実施します。第二次審査実施方法等の詳細は、別途、事務局より第一次審査通過事業者に対して通知します。なお、説明するポイントを簡潔に提示する等、第二次審査用に資料を別途準備することは構いませんが、提出されている企画提案書とのかい離がある場合は評価の対象となりません。

(3) 受託者候補者選定結果通知

平成30年3月下旬頃に、事務局より第二次審査参加事業者すべてに対して通知します。なお、非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めることができます。

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。失格した場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しません。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があったと認められる場合

9 その他留意事項

- (1) 本件に参加するために必要となる諸費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めません。
- (4) 提出された企画提案書等については返却しません。
- (5) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (6) 契約の締結にあつては、区指定の標準契約書を使用します。
- (7) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が区と契約を締結する場合には、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止します。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区の承諾を必要とします。
- (8) 参加事業者が本プロポーザルを途中で辞退する場合には、速やかに、「10 担当課（事務局）」の担当者に連絡をしてください。
- (9) 本プロポーザルにより選定された受託者候補者が、「8 参加事業者の失格」に該当することが判明した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合、次順位の参加事業者と契約締結交渉するものとします。
- (10) 本件は、平成 30 年度予算が区議会にて成立した場合に契約を締結します。

10 担当課（事務局）

〒167-0043 杉並区上荻 1-2-1 インテグラルタワー 2階

杉並区産業振興センター 観光係 担当：露崎・横井・近藤

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時（土、日、祝日除く）

電話番号：03-5347-9184（直通） Fax 番号：03-3392-7052

E-mail：TSUYUSAKI-HIROMI@city.suginami.lg.jp

YOKOI-ISA0@city.suginami.lg.jp

KONDO-TAKANARI@city.suginami.lg.jp

質 問 書

平成 年 月 日

杉並区産業振興センター所長 宛

所在地
 名称
 代表者名
 担当者名
 所属・役職
 電話番号
 FAX番号
 E-mail

杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザルについて、以下の項目を質問します。

質問項目	質問内容

- ※ 質問書は、平成30年2月7日（水）午後3時までに、FAX又は電子メールで提出してください。
 ※ 件名は「【問合せ】杉並区観光情報発信プロポーザル質問書（事業者名）」とし、送信後、事務局担当まで送信の確認電話をしてください。（電話受付：午前8時30分～午後5時 ※土、日、祝日除く）

【事務局】杉並区産業振興センター観光係
 担 当：露崎・横井・近藤
 所在地：杉並区上荻 1-2-1 インテグラルタワー 2階
 電 話：03-5347-9184
 F A X：03-3392-7052
 E-mail：TSUYUSAKI-HIROMI@city.suginami.lg.jp
YOKOI-ISAO@city.suginami.lg.jp
KONDO-TAKANARI@city.suginami.lg.jp

企画提案書

平成 年 月 日

杉並区産業振興センター所長 宛

杉並区が平成30年2月2日に公募した杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザルに参加しますので、企画提案書及び下記添付書類を提出します。

なお、受託者候補者に選定された場合は、杉並区観光情報発信業務に係る契約の締結に向けて、信義に従って誠実に事業内容の詳細の協議を行うことを誓約します。

所在地

名称

代表者名

印

記

1. 本件業務の担当者及び連絡先

担当者氏名：

所属・役職：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

2. 添付書類及び提出部数

別紙「提出書類一覧」のとおり

企画提案書

※企画提案書の様式は任意ですが、下記の項目は必ず企画提案書に明記してください。

【 杉並区観光情報発信業務公募型プロポーザル企画提案書 】	
(1) 観光情報発信業務について	
ア	貴社の考える訪日や在日外国人旅行者の現状及びインバウンドに関する一般的事項 (事業者記載欄)
イ	本提案で想定する情報発信の概要 ①使用媒体（記事投稿、動画作成、SNS、イベント PR 等） ②掲載開始時期、期間、回数（〇月～〇月 掲載または実施回数 〇回等） ③ターゲット層（地域、年代等） ④取り上げる予定の区内の観光としての魅力（地区、施設、商店街、イベント等） ⑤想定する情報発信の効果やメリット等 ⑥目標数値 (事業者記載欄)
(2) 執行体制及び過去の実績	
ア	本業務を執行するにあたっての執行体制、官公庁や民間企業等での類似業務の実績等 ※過去 3 年以内の官公庁や民間企業等での類似実績と業務内容を記載してください。 (事業者記載欄)
イ	事業実施のスケジュール及び制作スケジュール (事業者記載欄)

提出書類一覧

正本 1 部 副本 8 部 提出

No	提出書類	提出欄 提出したものに「0」
1	○事業者概要 事業者概要、会社案内等	
2	○経営状況 直近 1 年分の財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、販売費一般管理費明細表、株主資本等変動計算書)	
3	○業務遂行能力 責任者の業務歴・資格、業務従事者の人員・資格等	
4	○業務実績 官公庁や民間企業等での同種・類似業務の実績一覧 ※過去 3 年以内の官公庁や民間企業等での類似実績と業務内容を記載)	
5	○企画提案内容 企画提案書【様式 2-1】【様式 2-2】 ※【様式 2-2】の様式は任意だが、掲げている項目は必ず明記	
6 ※1	○費用対効果 見積書（積算内訳を含む）	
7 ※2	法人事業税及び地方法人特別税の納税証明書 (個人：不要) 発行機関：都道府県	
	「法人税」又は「申告所得税」納税証明書その 1 法人：法人税 個人：申告所得税 発行機関：税務署	
	消費税及び地方消費税 納税証明書その 1 (法人、個人ともに必要) 発行機関：税務署	
8	○制作スケジュール 事業実施スケジュール案	

(※ 裏面あり)

※1) 見積書は任意様式ですが、正本の見積書には代表印を押印の上、以下の項目を必ず明記ください。

- ・ 件名「杉並区観光情報発信業務委託」、宛名「杉並区産業振興センター 所長」

※2) 納税証明書は杉並区競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、提出が不要となる場合があります。

- ・ 納税証明書は直近1年分の正本を提出してください。
- ・ 法人事業税は参加を希望する営業所が所在する都道府県で発行されたものです。
- ・ 「法人税」又は「申告所得税」納税証明書その1及び消費税及び地方消費税納税証明書その1については、「その3の3」での代用はできません。

【注意事項】

- ① 提出部数は、正本1部と副本8部をそれぞれ製本(A4縦長ファイルに綴じる)し、提出してください。
- ② 正本は参加事業者が特定できるように、作成をお願いします。
- ③ 副本は審査の関係上、添付した表紙を除き、参加者が特定できないように名称、ロゴマーク等は使用しないでください。
- ④ 正本を複写し、副本として活用する場合、副本は参加事業者が特定できるような名称、ロゴマーク等を黒塗りする等、参加事業者が特定できない配慮を必ず行ってください。
※作成の不備が多い企画提案書等は、減点対象になる場合があるので、特にご注意ください。
- ⑤ 活用する媒体の名称やロゴマーク等については、この限りではありません。
- ⑥ 提出書類は、A4サイズ縦長カラーを基本とします。(ただし、A3サイズ等の場合は、片袖折りにし、A4サイズ縦長の形式で提出をお願いします。)なお、別紙「提出書類一覧」の項目ごとにそれぞれインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じてください。

(参考) 【杉並区の観光に関する基本データ】

JR 中央線 (高円寺・阿佐ヶ谷・荻窪・西荻窪)

西武新宿線 (下井草、井荻、上井草)

東京メトロ丸ノ内線 (東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、荻窪、方南町)

京王線 (八幡山)

京王井の頭線 (永福町、西永福、浜田山、高井戸、富士見ヶ丘、久我山)

○区公式ホームページ (杉並紹介「コレゾ」すぎなみ)

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/suginamishoukai/index.html>

○区公式サイト すぎなみ学倶楽部

<https://www.suginamigaku.org/>

○杉並アニメーションミュージアム

<http://sam.or.jp/>

○中央線あるあるプロジェクト

<http://www.chuosen-rr.com/>

○EXPERIENCE SUGINAMI TOKYO

<http://experience-suginami.tokyo/>